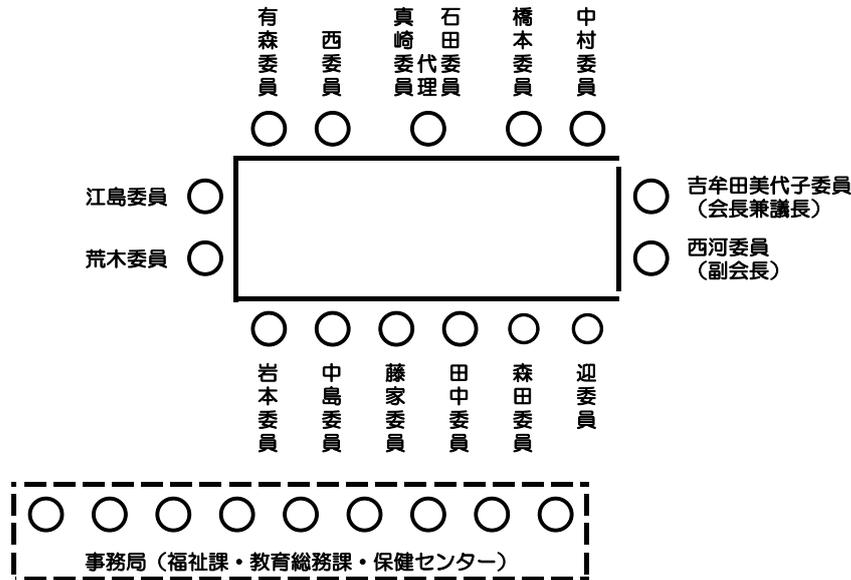


平成29年度 第1回 鹿島市子ども子育て会議 議事録

日時：平成29年9月6日（水）13:30～
場所：本庁5階 大会議室



1. 開会

事務局 永田係長より

2. あいさつ

染川事務局長（福祉課長）より

計画が策定され、約2年が経過し、計画自体を見直す時期となっており本会議で召集して頂いた。

「鹿島市人口ビジョン」では出生数および合計特殊出生率の低下傾向ではあったものの一部持ち直す傾向も見られる。子育て支援施策がうまく軌道に乗り推移している結果ではないかと察する。

また市内では未就学児を受け入れる施設数が保育所・14箇所、認定こども園・1箇所と近隣市町と比べたら施設数が充実しており、待機児童は発生していない状況。

さらにはピオの中に子育て支援センターを構え、市内外から多くの親子が足を運んでくれている。木製の遊具や屋外にも遊具を設けるなど魅力ある充実した施設でもあり、H28年度は17,574人の来所者で、3,453件の相談件数を受付。さらには今年度よりファミリーサポートセンター事業も開始し、住民の方には広く利用していただきたい。

学童保育については新聞報道でもあったように本年5/1現在で11名の待機児童が発生しているとあった。本市としても真摯に受け止め、今後待機児童の解消に向け動き出していきたい。

3. 委嘱状交付

事務局 永田係長より

ここで委員の任期が2年であり、改選があったため新しく委嘱状を交付する。代表して「西河委員」に交付したい。（前方で染川課長から西河委員へ交付）
なお他の委員は事前に（机上に）配布しているので各自確認をされたい。

4. 協議

事務局 永田係長より

協議に入る前に各委員の紹介。

(上座の方から) 吉牟田美代子委員、西河弘史委員、中村義彦委員…

互選により会長ならびに副会長の立候補を集うが委員からは無し。

事務局が事前にお願ひしていた会長を吉牟田美代子委員、副会長を西河弘史委員で進行したい。

(委員からは異議なし)

また鹿島市子ども子育て会議条例第5条で会長が議長となるとなっ

ているので、これからの進行は吉牟田委員(議長)にお願ひしたい。

進行 吉牟田美代子会長より

(1) 「鹿島市子ども子育て支援事業計画」について ……資料1

事務局 片淵 : ~ 資料1についての説明 ~

吉牟田会長 : 先ほどの説明および資料について質疑等はないか

~ 質疑、意見無し ~

(2) 教育・保育施設及び地域子ども子育て支援事業の見直しについ ……資料2,3

事務局 片淵 : ~資料2、3についての説明~

吉牟田会長 : 先ほどの説明および資料について質疑等はないか

吉牟田会長 : 教育の2号認定区分を無くしたのはなぜか?

事務局 片淵 : 着目すべき点は子どもの認定区分と考える。
保護者の就労区分で分けるのは以前から疑問を持っていたこと
である。近隣市町でもこの定義を持たせている所はなく、
一番は住民の方に広く分かりやすい意味を浸透させたいのが理由。

田中委員 : 乳児全戸訪問事業について母子保健推進委員の対応数も計上されて
いるのか?

オブザーバー 千布 : 本事業については母子保健推進委員(会員数30人)の活動もあって
成り立っている。
実績値は保健師に加え、委員の活動を考慮した数であげている。

中村委員 : 明倫小学校の学童児童の待機解消に向けて具体的な取組みはあるのか?
来年度以降の方向性は?

事務局 染川 : 本年5月1日現在で待機児童が発生し、全て明倫小区であると把握している。
本校区では現在3クラブを設けているが、子育てニーズにできていないため、
新たにクラブ増設をするしかない判断している。
施設整備となれば、国県の審査が必要となり、(児童の居場所確保のために)
直ちに対応とはならないことはご理解いただきたい。
早期解消に向け、本市としても既存施設の有効利用を念頭に模索中である。
また、各小学校区では定員には満たさないが余裕教室があったり、
オープンスペースの教室があったりとバラつきがある様子。
受け入れる施設が無い場合は校区外になるがあまり遠くない所へ開設する
ことも視野に入れている。

(3) 子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について(意見聴取)

……資料4

事務局 片淵 : ~資料4についての説明~

吉牟田会長 : 先ほどの説明および資料について質疑等はないか

西河委員：認定こども園と今回の新制度にかかる「幼稚園」の差異は何か？

事務局 片淵：認定こども園については教育・保育機能を併せ持った施設であり、1号認定のほか、2、3号認定の児童を受入を行っている。
幼稚園については1号認定の児童のみ受入を行う施設である。
今回の鹿島カトリック幼稚園については現在、私学助成給付を受けられており、保護者に至っては就園奨励費を受け入れているところ。
新制度移行となれば上述の受入が無くなり、代わりに施設型給付費を自治体から受け入れる流れとなる。
今までは保育所ならば厚生労働省から、幼稚園なら文部科学省から給付を各関係機関から受け入れていたが、新制度に乗れば財政措置が一本化で取り扱う流れとなっている。

岩本委員：保護者の立場として、保育時間や保育料など、どう代わるのか？

事務局 森田：新制度移行になった場合、本市から認定を受けて入園となる。
また、制度移行前は初めから保護者の所得に応じて就園奨励費が決まり、国から助成措置として給付され料金設定となるが、制度移行後は、最初から所得に応じて保育料が決定されている体型となる。

(4) その他

事務局 片淵：年度末に再度会議開催を予定。

迎委員：ファミリーサポートセンター事業について紹介

吉牟田会長、西河副会長は降壇。

4. 閉会